

1 複数水栓対応形浄水器の取扱い

水質を改変する複数水栓対応形浄水器等の特殊な給水用具は、法第 16 条の構造及び材質の基準に適合していれば設置することができる。しかし、それが水質を改変し、法第 4 条に定める水質基準を満足しないこともあるため、複数水栓対応形浄水器等の上流側までを管理者の水質の責任範囲とし、それ以降を使用者等の責任範囲とする。

また、複数水栓対応形浄水器等の管理を怠った場合、当該給水装置のみならず、直結する配水管への影響が懸念されるため、配水管等への逆流防止を設置するものとする。なお、水質の異状時の飲料水の確保等のため、複数水栓対応形浄水器等の上流側に給水栓を設けるものとする。

【主な関係法令等】法第 16 条

(解説)

1) 水質の責任分界点

直結式の給水装置に複数水栓対応形浄水器等を設置する場合の水質に関する管理者と所有者における責任範囲を図-2.6.1.1~2 に示す。この管理者と使用者等における責任範囲を含め、施工や維持管理に関する事項を申込者が合意していることを確認するため、工事申込みに【様式第 8 号】“複数水栓対応形浄水器等設置誓約書”を添付するものとする。

2) 複数水栓対応形浄水器等の設置基準

直結式の給水装置における複数水栓対応形浄水器等の設置基準は、以下のとおりとする(図-2.6.1.1~2 参照)。

- (1) 市のメーターと複数水栓対応形浄水器等の間に、水質確認用の水栓を設けなければならない。
- (2) 市のメーターと複数水栓対応形浄水器等の間に配水管等への逆流防止のため、逆止弁を設置しなければならない。
- (3) 複数水栓対応形浄水器等は市のメーターから 50cm 以上離して設置する。

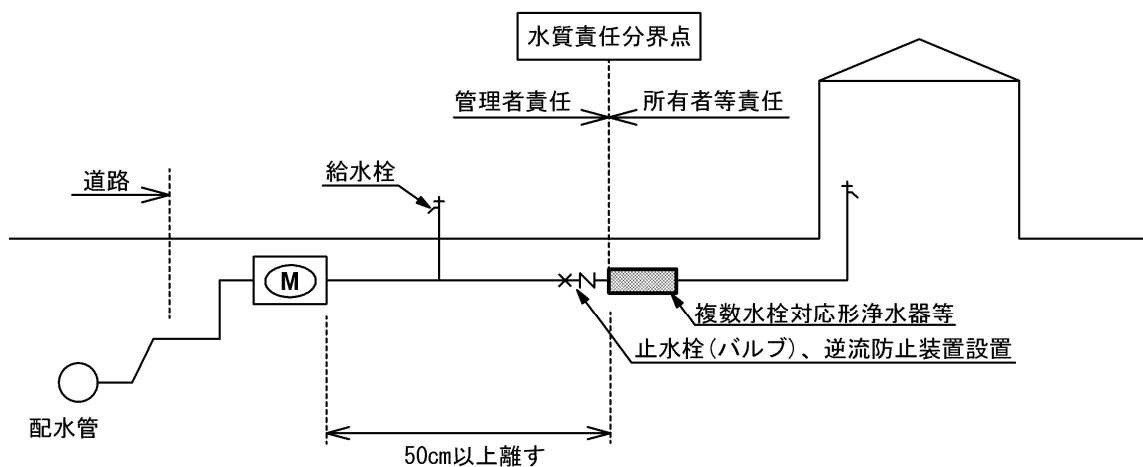


図-2.6.1.1 戸建住宅における設置例

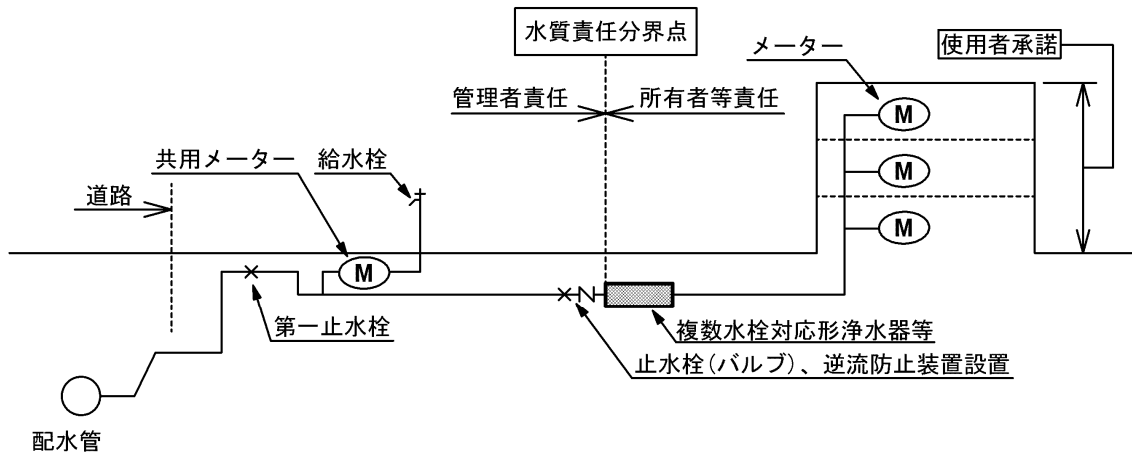


図-2.6.1.2 集合住宅における設置例

2 給水装置に設置するスプリンクラー設備の取扱い

給水装置に設置する住宅用スプリンクラー設備(以下、「住宅用スプリンクラー」という。)及び小規模社会福祉施設に直結する特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下、「水道直結式スプリンクラー」という。)は、給水装置であるため、施行令第6条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合しなければならない。

(解説)

1) スプリンクラー設備の種別

給水装置に設置するスプリンクラーには、消防法の適用を受けない住宅用スプリンクラー設備と、消防法の適用を受ける水道直結式スプリンクラーがある。なお、どちらの場合に関しても水道に直結する給水装置であるため、次の事項に留意し設計・施行を行うものとする。

- (1) 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配慮事項について」(平成3年9月27日 衛水第228号)
- (2) 厚生労働省健康局水道課長通知「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」(平成19年12月21日 健水第1221002号)

なお、上記の課長通知に基づき、施行がなされていることを確認するため、工事申込みに【様式第12号】“特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置誓約書”を添付するものとする。

2) 給水装置に設置するスプリンクラー

- (1) 給水装置に設置するスプリンクラーの設置にあたり、分岐する配水管からスプリンクラーヘッドまでの水理計算及び給水管、給水用具の選定は、消防設備士が行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラーは、消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。
- (3) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造であること。この構造は、湿式配管と乾式配管の2種類がある。なお、消防署において湿式配管を優先して設計するよう設置者に対して指導がなされているものである。

① 湿式配管

末端給水栓までの配管途中にスプリンクラーを設置し、常時充水されている配管方法である。この配管の停滞水防止は、日常生活において常時使用する水栓便器等を末端水栓に設置することで機能している(図-2.6.2.1~2参照)。

② 乾式配管(火災感知器作動時のみ配管内に充水する配管)

スプリンクラー配管への分岐下流側に電動弁を設置し、電動弁が解放されない限り充水されない配管方法である。この配管では、給水管の分岐から電動弁までの間の停滞水をできるだけ少なくするため、給水管分岐部と電動弁との間を短くすることが望ましい。

- (4) スプリンクラー配管への分岐下流側にスプリンクラー系統の水が逆流しないように、逆止弁を設置すること。

3 水道水を混合する専用水道

飲用の水に関して、水道水と地下水等を混合することは、水質の管理が困難な場合が多く、衛生上好ましくない。このため、受水槽以下設備であっても地下水等との混合は行わず、水道水のみを使用することを原則とする。

やむを得ず水道水と地下水等を混合する場合、管理者及び関係部署の定める承認要件に適合することを協議等において確認し、その各々に対して必要な手続を行わなければならない。

(解説)

1) 水道水を混合する専用水道を承認するにあたっての要件

(1) 給水装置の構造及び材質の基準への適合については、以下のとおりとする。

- ① 給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に対して、著しく過大でないこと。
- ② 一旦受水槽に貯留した混合水等が、配水管等に逆流しないような措置が講じられていること。

(2) 地下水の枯渇や水質悪化等により水道水を使用、又は増量する必要が生じた場合には、使用者は事前に管理者と協議し、その指示に従うこと。

(3) 水道水が滞留しないように1日1回は水道水の供給を行うこと。

(4) 保健所との手続を適切に行うこと。

(5) 給水詳細協議や工事申込みを行うこと。

(6) 【様式第 21 号】“水道水を混合する専用水道設置誓約書”を添付した工事申込みで管理者の承認を受け、管理者が行う竣工検査に合格すること。

2) 水道水を混合する専用水道に関する管理者との手続

水道水を混合する専用水道に関する管理者との手続は、給水詳細協議と工事申込みが必要となる。その際の主な添付書類は、表-2.6.3.1 とする。

表-2.6.3.1 給水詳細協議及び工事申込みにおける主な添付書類

添付書類	給水詳細協議	工事申込み
位置図	○	○
設備図等 (給水装置の配管及び受水槽以下設備の配管、地下水等の配管状況が確認できる平面図及び立体図等)	○	○
受水槽及び混合槽の詳細図	○	○
計画一日使用水量計算書 (水道水と地下水等を併用する場合のそれぞれの使用水量)	○	○
水理計算書 (水道水の使用量に関する損失計算書)	○	○
地下水等処理システムの関連図 (処理工程が確認できるもの)	○	○
受水槽及び混合槽の詳細図	○	○
誓約書等の必要書類	—	○
専用水道布設工事確認書の写し	—	○
給水詳細協議の完了に関する通知文の写し	—	○

